  

 中華民國 日本國

 臺北市立士林高級商業職業學校 京都府立京都昴星高等學校

締結姊妹學校協議書

契約日：2019年3月12日(草案20190111)

本文

一、中華民國臺北市立士林高級商業職業學校與日本國京都府立京都昴星高等學校，爲促進學術交流與校際合作，增廣學生國際視野，經雙方同意基於平等互惠原則，締結為姊妹學校。

二、姊妹學校交流合作項目包括:

1. 定期舉辦交流活動，如教育旅行、師生互訪等。
2. 適時舉辦雙方師生專題研究及其他學習作品之展出。
3. 學校重要活動、教學活動、學生活動等資訊交流與相互觀摩學習。
4. 經由全球資訊網路，實施雙方資源共享，包括電子書、資料庫等資源。
5. 透過電傳、書信、網際網路、視訊等方式進行雙方教職員、學生及家長之聯繫，建立深厚情誼。
6. 其他有助於促進雙方合作交流事宜。

三、本協議書經雙方代表簽署後生效，期限為三年，非經雙方同意，不得任意終止。期滿後雙方無異議則可自動續約。本協議書分別以中文及日文書寫，各執一份保存之。

 中華民國 日本國

 臺北市立士林高級商業職業學校 京都府立京都昴星高等學校

 校長　曾騰瀧 校長　久米川達弥

  

 日本国 中華民国

　　京都府立京都すばる高等学校 　　台北市立士林高級商業職業学校

**交流協定計画契約書**

**契約日：2019年3月12日(20190111案を土台にして)**

本文

1. 日本国京都府立京都すばる高等学校及び台北市立士林高級商業職業学校は学術交流、学校間連携、及び学生の国際視野を広げるために、両校は互恵関係を基き、姉妹校を締結することを同意する。
2. 姉妹校交流項目について下記の通り記載する。
3. 定期的に教育旅行や教員と学生の相互訪問をする。
4. 双方の教師や学生の研究発表及び学習作品の展示をする。
5. 両校の重要催事、教学活動、学生イベントなどの情報を共有し、それに互い研修学習の場を作る。
6. グローバル情報ネットワークを通じて、双方の情報(例えデジタルブック、データーベースなどの資源)を共有する。
7. SNS、メール、インターネット、ビデオ通話などを通じて、双方の教職員や学生、保護者の連絡手段として利用し、互いの情誼を深める。
8. 双方の提携や交流に促進し得るその他の事項。
9. 本契約は双方代表者が調印してから有効となり、有効期間は３年とする。期間中両校の同意を得ずに、任意に契約を取り消しはならない。契約が満期を迎え、双方は契約解除の意思がなければ、自動的に継続されることとする。本契約書は中国語と日本語2 通を作成し、各自押印の上各 1 通を所持する。

 日本国 中華民国

 京都府立京都すばる高等学校 　　 台北市立士林高級商業職業学校

 校長　久米川達弥 校長　曾騰瀧